

社外役員の独立性基準

株式会社あさひ（以下、「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員の独立性基準を以下の通り定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注 1）又は過去 10 年間（但し、その就任の前 10 年間のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者）にあつては、それらの役職への就任前 10 年間）において当社の業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注 2）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注 3）又はその業務執行者
- ④ 当社グループの主要株主（総議決権の 10 % 以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社グループが総議決権の 10 % 以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産（注 4）を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の専門家
- ⑧ 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（注 5）
- ⑨ 近親者（注 6）が上記①から⑧までのいずれか（重要な業務執行者（注 7）に限る）に該当する者
- ⑩ 過去 3 年間に於いて上記②から⑨までのいずれかに該当していた者

⑪ 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

⑫ 当社の社外役員としての通算の在任期間が10年を超える者

<注釈>

注1 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等をいう。

注2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が当該取引先の年間売上高又は経常収益の2%以上の者をいう。

注3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先又は当社グループが借入れを行っている大口債権者等であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%以上の者をいう。

注4 多額の金銭その他財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1千万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上のことをいう。

注5 多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1千万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注6 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。

注7 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

以 上